

2025 年度

「専修大学私費外国人留学生の学習奨励等のための授業料減免」募集要項

【大学院】

本奨学金制度は、学業成績が優秀であり、かつ経済的な理由により修学が困難である私費外国人留学生への経済支援として授業料の一部を減額することにより、学習意欲と資質の向上を目的とした奨学金制度である。

申請を希望する学生は以下の各項目を確認し、定められた期日内に出席すること。

1. 応募資格

- (1) 大学院の正規生で、標準修業年限内に在学する私費外国人留学生のうち学業成績及び人物共に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難であると認められる者
 - (2) 在留資格が【留学】である者
 - (3) 次に該当する者は、対象から除外する
 - ① 当該年度留年した者、又は休学中の者
 - ② 当該年度において「大学院学術奨学生(修士)」又は「大学院学術奨学生(博士)」に採用された者
 - ③ 「日本学生支援機構学習奨励費」又は、月額 48,000 円以上の給付を受ける民間財団等の奨学生制度に採用されている者 (※1)
 - ④ 大学が指定した期日までに 2 期分までの学費が支払われていない者 (※2)
 - ⑤ 正当な理由がなく、在留期間の更新など留学生として必要な手続を怠った者
 - ⑥ その他留学生として適格でない者 (前年度採用者で採用手続きを怠った場合等)
- (※1) 本制度出願時点で民間財団奨学金の選考結果待ちの場合は出願を認める。
(※2) 期日内に 2 期分学費の支払いが困難な場合は、延納を経理課に申し出る事。

2. 減免額

一律 14 万 5 千円

3. 減免方法

授業料の減免は当該年度 3 期分及び 4 期分の授業料納入時に均等に行う。

- ・ 学費を分納している場合… 8 月下旬頃に減免額分減額された学費振込用紙を再送する。
- ・ 学費を完納している場合… 減免総額を 10 月中頃に提出された振込口座に返金する。

4. 採用人数

申込者の内、有資格者の 60% を上限とする。

5. 採用期間

2025 年 4 月～2026 年 3 月迄

内 3 期分及び 4 期分学費に対して減免を行う。

6. 出願方法

以下の書類を 2025 年 4 月 7 日～4 月 14 日の期間に窓口提出すること。

(1) 面接調書

すべての項目を丁寧に記載すること。

家賃金額は、友人との同居等により本来の家賃よりも少なく支払っている場合は、実際に支払っている実費を記入すること。

(2) 専修大学私費外国人留学生の学習奨励等のための授業料減免申請書

(3) 外国人留学生奨学金申請書類チェックリスト

(4) 奨学金振込口座届 (該当者のみ)

当該年度学費を完納している者のみ本人名義の振込先口座のコピーを提出すること。
学費を分納している場合は提出不要。

(5) 学業成績証明書、前年度の成績通知書 (コピー)

○1年次は、日本語学校を除く前学校のことを提出すること。

○修士2年次、博士後期2, 3年次は、前年度の学業成績証明書と前年度の成績通知書(コピー)を提出すること。

※学業成績証明書は、証明書発行機により発行したもの。

(6) 在留カード両面のコピー

在留カード貼付用紙に貼り付けたうえで提出すること。

(7) 賃貸契約書の写し (もしくは居住状況証明書)

契約期間や家賃の支払いについて明記されているもの。

友人等と同居しており家賃の一部を支払っている場合、居住状況証明書を提出すること。

7. 書類提出先

《生田キャンパス》

〒214-8580

神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1

大学院事務課 外国人留学生奨学金担当

《神田キャンパス》

〒101-8425

東京都千代田区神田神保町 3-8

大学院事務課 外国人留学生奨学金担当

8. 採用結果通知

8月上旬～中旬に In Campus の個人宛のお知らせ宛に採用結果を送付する。

9. 採用後の手続き

In Campus による採用通知内にて、採用者専用 Google クラスルームの招待コードを案内する。採用者は専用クラスルーム内にて、3期・4期学費納付後に報告する義務を負う。

報告を怠った場合は、来年度の出願は認めない。

10. 注意事項

採用となった者で次の要件に一つでも該当した場合には採用を取り消すとともに、既に減免措置を受けている場合はその減免額を返還することとする。

(1) 減免された授業料3期分および4期分を納入期限までに支払わない場合

(2) 採用後の手続きを怠った場合

(3) 応募資格の条件に違反して申請したとき

(4) 休学・退学したとき、又は除籍されたとき

(5) 申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき

以 上